

(注) アンダ - ラインを付した部分は、改正部分である。

改正後	改正前
<p>法第30条((退職所得))関係</p> <p>(受給者が掛金を<u>拋出</u>することにより退職に際しその使用者から支払われる一時金)</p> <p>30 3 在職中に使用者に対し所定の掛金を<u>拋出</u>することにより退職に際して当該使用者から支払われる一時金は、退職手当等とする。この場合において、その退職手当等の収入金額は、その一時金の額から受給者が<u>拋出</u>した掛金(支給日までにその掛金の運用益として元本に繰り入れられた金額を含む。)の額を控除した金額による。</p> <p>(注) 上記後段の<u>かっこ</u>内の掛金の運用益として元本に繰り入れられた金額とは、各人ごとの掛金の額が区分経理されている場合において、当該掛金に対応する運用益としてその者に係る一時金の原資に繰り入れられたものを行い、当該運用益に係る所得は、当該掛金が令第2条第1号((預貯金の範囲))に掲げる貯蓄金として管理されている場合にはその繰り入れられた時の利子所得とし、その他の場合にはその繰り入れられた時の法第35条第2項第2号((雑所得))に規定する雑所得として課税することとなる。</p> <p>法第31条((退職手当等とみなす一時金))関係</p> <p>(厚生年金基金等から支払われる一時金)</p> <p>31 1 法第31条第2号に規定する「加入員の退職に基因して支払われるもの」又は同条第3号に規定する「<u>加入者の退職により支払われるもの</u>その他これに類する一時金として政令で定めるもの」には、厚生年金保険法第9章</p>	<p>法第30条((退職所得))関係</p> <p>(受給者が掛金を<u>きょ出</u>することにより退職に際しその使用者から支払われる一時金)</p> <p>30 3 在職中に使用者に対し所定の掛金を<u>きょ出</u>することにより退職に際して当該使用者から支払われる一時金は、退職手当等とする。この場合において、その退職手当等の収入金額は、その一時金の額から受給者が<u>きょ出</u>した掛金(支給日までにその掛金の運用益として元本に繰り入れられた金額を含む。)の額を控除した金額による。</p> <p>(注) 上記後段の<u>かっこ</u>内の掛金の運用益として元本に繰り入れられた金額とは、各人ごとの掛金の額が区分経理されている場合において、当該掛金に対応する運用益としてその者に係る一時金の原資に繰り入れられたものを行い、当該運用益に係る所得は、当該掛金が令第2条第1号((預貯金の範囲))に掲げる貯蓄金として管理されている場合にはその繰り入れられた時の利子所得とし、その他の場合にはその繰り入れられた時の法第35条第2項第2号((雑所得))に規定する雑所得として課税することとなる。</p> <p>法第31条((退職手当等とみなす一時金))関係</p> <p>(厚生年金基金等から支払われる一時金)</p> <p>31 1 法第31条第2号に規定する「加入員の退職に基因して支払われるもの」又は同条第3号に規定する「<u>勤務をした者の退職により支払われるもの</u>」には、厚生年金保険法第9章((厚生年金基金及び厚生年金基金連合会))</p>

((厚生年金基金及び厚生年金基金連合会))の規定に基づいて支払われる退職一時金、確定給付企業年金法の規定に基づいて支払われる退職一時金、法人税法附則第20条第3項((退職年金等積立金に対する法人税の特例))に規定する適格退職年金契約に基づいて支払われる退職一時金又は確定拠出年金法の規定に基づいて老齢給付金として支払われる一時金のうち、次に掲げる一時金がそれぞれ含まれるものとする。

(1) 厚生年金基金規約、確定給付企業年金規約又は適格退職年金契約に基づいて支給される年金の受給資格者に対し当該年金に代えて支払われる一時金のうち、退職の日以後当該年金の受給開始日までの間に支払われるもの(年金の受給開始日後に支払われる一時金のうち、将来の年金給付の総額に代えて支払われるものを含む。)

(注) 上記一時金の課税年分については、30 4の取扱いに準ずる。

(2) 確定拠出年金法に規定する企業型年金規約又は個人型年金規約に基づく年金の受給開始日後に支払われる一時金のうち、将来の年金給付の総額に代えて支払われるもの

(注) 上記一時金の課税年分については、当該一時金の支給期の属する年分とし、令第77条の規定の適用はないことに留意する。

(3) 厚生年金基金(厚生年金基金連合会を含む。)若しくは適格退職年金契約の加入員又は確定給付企業年金規約の加入者に対し、30 2の(2)及び(4)から(6)までに掲げる退職に準じた事実等が生じたことに伴い加入員(厚生年金基金の場合の加算適用加入員を含む。)又は加入者としての資格を喪失したことを給付事由として支払われる一時金(当該事実等が生じたことを給付事由として、使用者から30 2の(2)及び(4)から(6)までに掲げる退職手当等が支払われる場合に限る。)

(注) 上記の場合において、加入員又は加入者に支払われる退職手当等が厚生年金基金規約若しくは適格退職年金契約又は確定給付企業年金規約に基づいて支払われるもののみである場合には、上記かっこ書は適用しない。

の規定に基づいて支払われる一時金又は法人税法第84条第3項((退職年金等積立金の額の計算))に規定する適格退職年金契約に基づいて支払われる一時金のうち、次に掲げる一時金がそれぞれ含まれるものとする。

(1) 厚生年金基金規約又は適格退職年金契約に基づいて支給される年金の受給資格者に対し当該年金に代えて支払われる一時金のうち、退職の日以後当該年金の受給開始日までの間に支払われるもの(年金の受給開始日後に支払われる一時金のうち、将来の年金給付の総額に代えて支払われるものを含む。)

(注) 上記一時金の課税年分については、30 4の取扱いに準ずる。

(2) 厚生年金基金(厚生年金基金連合会を含む。)又は適格退職年金契約の加入員に対し、30 2の(2)及び(4)から(6)までに掲げる退職に準じた事実等が生じたことに伴い加入員(厚生年金基金の場合の加算適用加入員を含む。)としての資格を喪失したことを給付事由として支払われる一時金(当該事実等が生じたことを給付事由として、使用者から30 2の(2)及び(4)から(6)までに掲げる退職手当等が支払われる場合に限る。)

(注) 上記の場合において、加入員に支払われる退職手当等が厚生年金基金規約又は適格退職年金契約に基づいて支払われるもののみである場合には、上記かっこ書は適用しない。

改 正 後	改 正 前
<p>法第35条((雑所得))関係</p> <p>(受給者が掛金を<u>拠出</u>することにより退職後その使用者であった者から支給される年金)</p> <p>35 5 在職中に使用者に対して所定の掛金を<u>拠出</u>することにより退職後当該使用者であった者から支給される年金は、法第35条第3項第2号に規定する公的年金等とする。この場合において、その公的年金等の収入金額は、その年中に支給される年金の額から受給者が<u>拠出</u>した掛金(支給開始日までにその掛金の運用益として元本に繰り入れられた金額を含む。)の額を基として令第82条の3((<u>確定給付企業年金の額から控除する金額</u>))の規定に準じて計算した金額を控除した金額による。</p> <p>(注) 上記後段の<u>かっこ内の「掛金の運用益として元本に繰り入れられた金額」</u>については、30 3の(注)参照</p> <p>法第23条から第35条まで((各種所得))共通関係</p> <p>(株式等を取得する権利の価額)</p> <p>23~35共 9 令第84条第1号から第3号までに掲げる権利の行使の日又は同条第4号に掲げる権利に基づく払込みに係る期日(以下この項において「権利行使日等」という。)における同条本文の株式等の価額は、次に掲げる場合に依り、それぞれ次による。</p> <p>(1) これらの権利の行使により取得する株式等が証券取引所に上場されている場合 当該株式等につき証券取引法第122条((<u>売買取引高相場等の公表</u>))の規定により公表された最終価格(<u>同法第122条の規定により公表された最終価格がない場合は公表された最終の気配相場の価格とし、同日に</u></p>	<p>法第35条((雑所得))関係</p> <p>(受給者が掛金を<u>きよ</u>出することにより退職後その使用者であった者から支給される年金)</p> <p>35 5 在職中に使用者に対して所定の掛金を<u>きよ</u>出することにより退職後当該使用者であった者から支給される年金は、法第35条第3項第2号に規定する公的年金等とする。この場合において、その公的年金等の収入金額は、その年中に支給される年金の額から受給者が<u>きよ</u>出した掛金(支給開始日までにその掛金の運用益として元本に繰り入れられた金額を含む。)の額を基として令第82条の3((<u>適格退職年金の額から控除する金額</u>))の規定に準じて計算した金額を控除した金額による。</p> <p>(注) 上記後段の<u>かっこ内の「掛金の運用益として元本に繰り入れられた金額」</u>については、30 3の(注)参照</p> <p>法第23条から第35条まで((各種所得))共通関係</p> <p>(株式等を取得する権利の価額)</p> <p>23~35共 9 令第84条第1号から第3号までに掲げる権利の行使の日又は同条第4号に掲げる権利に基づく払込みに係る期日(以下この項において「権利行使日等」という。)における同条本文の株式等の価額は、次に掲げる場合に依り、それぞれ次による。</p> <p>(1) これらの権利の行使により取得する株式等が証券取引所に上場されている場合 当該株式等につき証券取引法第122条((<u>売買取引高相場等の公表</u>))の規定により公表された最終価格(<u>2以上の証券取引所における最終価格があるときは、その株式等の発行人の本店に最も近い証券取引所に</u></p>

最終価格又は最終の気配相場の価格のいずれもない場合には、同日前の同日に最も近い日における最終価格又は最終の気配相場の価格とする。)による。なお、2以上の証券取引所に同一の区分に属する価格があるときは、当該価格が最も高い証券取引所の価格とする。

(2) これらの権利の行使により取得する新株等が店頭売買登録銘柄として登録されている場合 当該株式等につき証券取引法第79条の3 ((売買高・価格等の通知・公表))の規定により公表された最終価格(同日に公表された最終価格がない場合は公表された最終の気配相場の価格とし、同日に最終価格又は最終の気配相場の価格のいずれもない場合には、同日前の同日に最も近い日における最終価格又は最終の気配相場の価格)とする。

(3) これらの権利の行使により取得する新株等に係る旧株等が証券取引所に上場されている場合において、当該新株等が上場されていないとき 当該旧株等の最終価格を基準として当該新株等につき合理的に計算した価額とする。

(4) (1)、(2)の株式等及び(3)の新株等に係る旧株等が証券取引所に上場されていない場合又は店頭売買登録銘柄として登録されていない場合において、当該株式等又は当該旧株等につき気配相場の価格があるとき (1)、(2)又は(3)の最終価格を気配相場の価格と読み替えて(1)、(2)又は(3)により求めた価額とする。

(5) (1)から(4)までに掲げる場合以外の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる価額とする。

イ 売買実例のあるもの 最近において売買の行われたもののうち適正と認められる価額

ロ 公開途上にある株式(証券取引所が内閣総理大臣に対して株式の上場の届出を行うことを明らかにした日から上場の日の前日までのその株式及び日本証券業協会が株式を登録銘柄として登録することを明らかにした日から登録の日の前日までのその株式)で、当該株式の上場又は登録に際して株式の公募又は売出し(以下この項において「公募等」という。)

おける最終価格とし、権利行使日等における最終価格がいずれの証券取引所においてもなかったときは、同日前の同日に最も近い日における最終価格とする。以下この項において同じ。)による。

(2) これらの権利の行使により取得する新株等に係る旧株等が証券取引所に上場されている場合において、当該新株等が上場されていないとき 当該旧株等の最終価格を基準として当該新株等につき合理的に計算した価額とする。

(3) (1)の株式等及び(2)の新株等に係る旧株等が証券取引所に上場されていない場合において、当該株式等又は当該旧株等につき気配相場があるとき (1)又は(2)の最終価格を気配相場と読み替えて(1)又は(2)により求めた価額とする。

(4) (1)から(3)までに掲げる場合以外の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる価額とする。

イ 売買実例のあるもの 最近において売買の行われたもののうち適正と認められる価額

ロ 公開途上にある株式(証券取引所が内閣総理大臣に対して株式の上場の届出を行うことを明らかにした日から上場の日の前日までのその株式及び日本証券業協会が株式を登録銘柄として登録することを明らかにした日から登録の日の前日までのその株式)で、当該株式の上場又は登録に際して株式の公募又は売出し(以下この項において「公募等」という。)

改 正 後	改 正 前
<p>が行われるもの（イに該当するものを除く。） 証券取引所又は日本証券業協会の内規によって行われる入札により決定される入札後の公募等の価格等を参酌して通常取引されると認められる価額</p> <p>八 売買実例のないものでその株式等の発行人と事業の種類、規模、収益の状況等が類似する他の法人の株式等の価額があるもの 当該価額に比準して推定した価額</p> <p>二 イから八までに該当しないもの 権利行使日等又は権利行使日等に最も近い日におけるその株式等の発行人の1株又は1口当たりの純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額</p> <p>(注) この取扱いは、令第350条((新株予約権の無償に類する発行))に規定する「当該新株予約権を発行した株式会社の株式の1株当たりの価額」について準用する。</p> <p>法第36条((収入金額))関係</p> <p>( 配当所得の収入金額の収入すべき時期)</p> <p>36 4 配当所得の収入金額の収入すべき時期は、法第36条第3項に規定するものを除き、それぞれ次に掲げる日によるものとする。</p> <p>(1) 利益の配当、剰余金の分配又は基金利息については、これらのものの支払について当該法人の株主総会その他正当な権限を有する機関の決議があった日。ただし、商法第293条ノ5第1項((中間配当))、資産の流動化に関する法律第102条第1項((中間配当))又は旧資産流動化法第102条第1項((中間配当))の規定による金銭の分配に係る取締役会の決議又は取締役の決定において、特にその決議又は決定の効力発生日(同項に規定する一定の日から3か月内に到来する日に限る。)を定めた場合には、当該効力発</p>	<p>が行われるもの（イに該当するものを除く。） 証券取引所又は日本証券業協会の内規によって行われる入札により決定される入札後の公募等の価格等を参酌して通常取引されると認められる価額</p> <p>八 売買実例のないものでその株式等の発行人と事業の種類、規模、収益の状況等が類似する他の法人の株式等の価額があるもの 当該価額に比準して推定した価額</p> <p>二 イから八までに該当しないもの 権利行使日等又は権利行使日等に最も近い日におけるその株式等の発行人の1株又は1口当たりの純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額</p> <p>(注) この取扱いは、令第350条((新株予約権の無償に類する発行))に規定する「当該新株予約権を発行した株式会社の株式の1株当たりの価額」について準用する。</p> <p>法第36条((収入金額))関係</p> <p>( 配当所得の収入金額の収入すべき時期)</p> <p>36 4 配当所得の収入金額の収入すべき時期は、法第36条第3項に規定するものを除き、それぞれ次に掲げる日によるものとする。</p> <p>(1) 利益の配当、剰余金の分配又は基金利息については、これらのものの支払について当該法人の株主総会その他正当な権限を有する機関の決議があった日。ただし、商法第293条ノ5第1項((中間配当))、資産の流動化に関する法律第102条第1項((中間配当))又は旧資産流動化法第102条第1項((中間配当))の規定による金銭の分配に係る取締役会の決議又は取締役の決定において、特にその決議又は決定の効力発生日(同項に規定する一定の日から3か月内に到来する日に限る。)を定めた場合には、当該効力発</p>

生日

(2) 投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。）及び特定目的信託の収益の分配のうち、信託期間中のものについては収益計算期間の満了の日、信託の終了又は解約（一部の解約を含む。）によるものについてはその終了又は解約の日

(3) 法第25条（（配当等の額とみなす金額））の規定により配当等とみなされる金額については、それぞれ次に掲げる日

イ 合併（適格合併を除く。）によるものについては、合併期日又は合併登記の日。ただし、合併登記日前に金銭等が交付される場合には、その交付の日

ロ 分割型分割（適格分割型分割を除く。）によるものについては、分割期日又は分割登記の日。ただし、分割登記日前に金銭等が交付される場合には、その交付の日

ハ 資本若しくは出資の減少、株式（出資を含む。以下この項において、「株式」という。）の消却、自己の株式の取得又は社員の退社若しくは脱退によるものについては、これらの事実があった日

ニ 解散による残余財産の分配によるものについては、その分配開始の日。ただし、その分配が数回に分割して行われる場合には、それぞれの分配開始の日

(4) いわゆる認定配当とされるもので、その支払をすべき日があらかじめ定められているものについてはその定められた日、その日が定められていないものについては現実にその交付を受けた日（その日が明らかでない場合には、その交付が行われたと認められる事業年度の終了の日）

（退職所得の収入金額の収入すべき時期）

36 10 退職所得の収入金額の収入すべき時期は、その支給の基因となった退職の日によるものとする。ただし、次の退職手当等については、それぞれ次に掲げる日によるものとする。

生日

(2) 投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。）及び特定目的信託の収益の分配のうち、信託期間中のものについては収益計算期間の満了の日、信託の終了又は解約（一部の解約を含む。）によるものについてはその終了又は解約の日

(3) 法第25条（（配当等の額とみなす金額））の規定により配当等とみなされる金額については、それぞれ次に掲げる日

イ 合併（適格合併を除く。）によるものについては、合併登記の日。ただし、合併登記日前に金銭等が交付される場合には、その交付の日

ロ 分割（適格分割型分割を除く。）によるものについては、分割登記の日。ただし、分割登記日前に金銭等が交付される場合には、その交付の日

ハ 資本若しくは出資の減少、株式の消却、退社又は脱退によるものについては、これらの事実があった日

ニ 解散による残余財産の分配によるものについては、その分配開始の日。ただし、その分配が数回に分割して行われる場合には、それぞれの分配開始の日

(4) いわゆる認定配当とされるもので、その支払をすべき日があらかじめ定められているものについてはその定められた日、その日が定められていないものについては現実にその交付を受けた日（その日が明らかでない場合には、その交付が行われたと認められる事業年度の終了の日）

（退職所得の収入金額の収入すべき時期）

36 10 退職所得の収入金額の収入すべき時期は、その支給の基因となった退職の日によるものとする。ただし、次の退職手当等については、それぞれ次に掲げる日によるものとする。

改 正 後	改 正 前
<p>(1) 役員に支払われる退職手当等で、その支給について株主総会その他正当な権限を有する機関の決議を要するものについては、その役員の退職後その決議があった日。ただし、その決議が退職手当等を支給することだけを定めるにとどまり、具体的な支給金額を定めていない場合には、その金額が具体的に定められた日</p> <p>(2) 退職給与規程の改訂が既往にさかのぼって実施されたため支払われる新旧退職手当等の差額に相当する退職手当等で、その支給日が定められているものについてはその支給日、その日が定められていないものについてはその改訂の効力が生じた日</p> <p>(3) 法第31条((退職手当等とみなす一時金))に規定する退職手当等とみなされる一時金については、その一時金の支給の基礎となる法令、契約、<u>規程又は規約</u>により定められた給付事由が生じた日</p> <p>(4) 引き続き勤務する者に支払われる給与で30 2により退職手当等とされるもののうち、役員であった勤続期間に係るものについては(1)に掲げる日、使用人であった勤続期間に係るものについては次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる日</p> <p>イ 30 2の(1)に掲げる給与 その支給を受けた日</p> <p>ロ 30 2の(2)に掲げる給与 使用人から役員になった日。ただし、30 2の(2)の<u>かっこ内</u>の給与については、その制定又は改正の日</p> <p>ハ 30 2の(4)に掲げる給与 その定年に達した日</p> <p>ニ 30 2の(5)に掲げる給与 旧定年に達した日</p> <p>ホ 30 2の(6)に掲げる給与 法人の解散の日</p> <p>(5) 年金に代えて支払われる一時金で30 4及び31 1により退職手当等とされるものについては、当該退職手当等とされるものの給付事由が生じた日</p>	<p>(1) 役員に支払われる退職手当等で、その支給について株主総会その他正当な権限を有する機関の決議を要するものについては、その役員の退職後その決議があった日。ただし、その決議が退職手当等を支給することだけを定めるにとどまり、具体的な支給金額を定めていない場合には、その金額が具体的に定められた日</p> <p>(2) 退職給与規程の改訂が既往にさかのぼって実施されたため支払われる新旧退職手当等の差額に相当する退職手当等で、その支給日が定められているものについてはその支給日、その日が定められていないものについてはその改訂の効力が生じた日</p> <p>(3) 法第31条((退職手当等とみなす一時金))に規定する退職手当等とみなされる一時金については、その一時金の支給の基礎となる法令、契約<u>又は規程</u>により定められた給付事由が生じた日</p> <p>(4) 引き続き勤務する者に支払われる給与で30 2により退職手当等とされるもののうち、役員であった勤続期間に係るものについては(1)に掲げる日、使用人であった勤続期間に係るものについては次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる日</p> <p>イ 30 2の(1)に掲げる給与 その支給を受けた日</p> <p>ロ 30 2の(2)に掲げる給与 使用人から役員になった日。ただし、30 2の(2)の<u>かっこ内</u>の給与については、その制定又は改正の日</p> <p>ハ 30 2の(4)に掲げる給与 その定年に達した日</p> <p>ニ 30 2の(5)に掲げる給与 旧定年に達した日</p> <p>ホ 30 2の(6)に掲げる給与 法人の解散の日</p> <p>(5) 年金に代えて支払われる一時金で30 4及び31 1により退職手当等とされるものについては、当該退職手当等とされるものの給付事由が生じた日</p>

(注) 令第77条((退職所得の収入の時期))の規定が適用される退職手当等の課税年分については、(1)から(5)までに掲げる日にかかわらず、同条の規定によることに留意する。

(一の退職により2以上の退職手当等の支払を受ける権利を有することとなる場合)

36 11 令第77条に規定する「一の勤務先を退職することにより2以上の……退職手当等の支払を受ける権利を有することとなる場合」とは、次に掲げるような場合をいう。

(1) 勤務先を退職することにより、当該勤務先から退職手当等の支払を受けるほか、法第31条各号に掲げる一時金(確定拠出年金法の規定に基づき老齢給付金として支給される一時金を除く。)の支払者からも当該一時金の支払を受けることとなる場合

(2) 退職により退職手当等の支払を受けた者が、その後退職給与規程の改訂等により退職手当等の差額の支払を受けることとなる場合

(注) 上記に掲げる場合であっても、(1)の一時金又は(2)の差額の支給期がその者の死亡後に到来したときは、これらの一時金又は差額については、令第77条の規定は適用しない(9 17及び34 2参照)。

(雑所得の収入金額又は総収入金額の収入すべき時期)

36 14 雑所得の収入金額又は総収入金額の収入すべき時期は、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に掲げる日によるものとする。

(1) 法第35条第3項((雑所得))に規定する公的年金等

イ 公的年金等の支給の基礎となる法令、契約、規程又は規約(以下この(1)において「法令等」という。)により定められた支給日

ロ 法令等の改正、改訂が既往にさかのぼって実施されたため既往の期間に対応して支払われる新旧公的年金等の差額で、その支給日が定められているものについてはその支給日、その日が定められていないものにつ

(注) 令第77条((退職所得の収入の時期))の規定が適用される退職手当等の課税年分については、(1)から(5)までに掲げる日にかかわらず、同条の規定によることに留意する。

(一の退職により2以上の退職手当等の支払を受ける権利を有することとなる場合)

36 11 令第77条に規定する「一の勤務先を退職することにより2以上の……退職手当等の支払を受ける権利を有することとなる場合」とは、次に掲げるような場合をいう。

(1) 勤務先を退職することにより、当該勤務先から退職手当等の支払を受けるほか、法第31条各号に掲げる一時金の支払者からも当該一時金の支払を受けることとなる場合

(2) 退職により退職手当等の支払を受けた者が、その後退職給与規程の改訂等により退職手当等の差額の支払を受けることとなる場合

(注) 上記に掲げる場合であっても、(1)の一時金又は(2)の差額の支給期がその者の死亡後に到来したときは、これらの一時金又は差額については、令第77条の規定は適用しない(9 17及び34 2参照)。

(雑所得の収入金額又は総収入金額の収入すべき時期)

36 14 雑所得の収入金額又は総収入金額の収入すべき時期は、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に掲げる日によるものとする。

(1) 法第35条第3項((雑所得))に規定する公的年金等

イ 公的年金等の支給の基礎となる法令、契約又は規程(以下この(1)において「法令等」という。)により定められた支給日

ロ 法令等の改正、改訂が既往にさかのぼって実施されたため既往の期間に対応して支払われる新旧公的年金等の差額で、その支給日が定められているものについてはその支給日、その日が定められていないものにつ

改 正 後	改 正 前
<p>いてはその改正、改訂の効力が生じた日</p> <p>(注) 裁定、改定等の遅延、誤びゅう等により既往にさかのぼって支払われる公的年金等については、法令等により定められた当該公的年金等の計算の対象とされた期間に係る各々の支給日によることに留意する。</p> <p>(2) (1)以外のもの</p> <p>その収入の態様に応じ、他の所得の収入金額又は総収入金額の収入すべき時期の取扱いに準じて判定した日</p> <p>法第37条((必要経費))関係</p> <p>(退職金共済掛金等の必要経費算入の時期)</p> <p>37 29 令第64条第1項第1号から第5号まで((<u>確定給付企業年金規約等</u>に基づく掛金等の取扱い))に掲げる掛金、<u>保険料、事業主掛金</u>又は信託金等(以下この項において「掛金等」という。)は、翌年分以後の掛金等を前納した場合を除き、現実に支払(特定業種退職金共済組合に対する掛金については、共済手帳への退職金共済証紙の張り付け)をした日の属する年分の必要経費に算入する。ただし、その年中において支払期限の到来した掛金等を未払金として計上している場合において、その年分の確定申告期限までに当該掛金等の支払をしたときは、当該支払期限の到来した日の属する年分の必要経費に算入することができる。</p> <p>(注) これらの掛金等について現実に支払をするまで必要経費に算入しないこととするのは、これらの掛金等を所定の期日までに支払わない場合には、その契約が解除され、未払掛金等の支払を要しないこととなるからである。</p>	<p>いてはその改正、改訂の効力が生じた日</p> <p>(注) 裁定、改定等の遅延、誤びゅう等により既往にさかのぼって支払われる公的年金等については、法令等により定められた当該公的年金等の計算の対象とされた期間に係る各々の支給日によることに留意する。</p> <p>(2) (1)以外のもの</p> <p>その収入の態様に応じ、他の所得の収入金額又は総収入金額の収入すべき時期の取扱いに準じて判定した日</p> <p>法第37条((必要経費))関係</p> <p>(退職金共済掛金等の必要経費算入の時期)</p> <p>37 29 令第64条第1項第1号から第4号まで((<u>適格退職年金契約等</u>に基づく掛金等の取扱い))に掲げる掛金又は信託金等(以下この項において「掛金等」という。)は、翌年分以後の掛金等を前納した場合を除き、現実に支払(特定業種退職金共済組合に対する掛金については、共済手帳への退職金共済証紙の張り付け)をした日の属する年分の必要経費に算入する。ただし、その年中において支払期限の到来した掛金等を未払金として計上している場合において、その年分の確定申告期限までに当該掛金等の支払をしたときは、当該支払期限の到来した日の属する年分の必要経費に算入することができる。</p> <p>(注) これらの掛金等について現実に支払をするまで必要経費に算入しないこととするのは、これらの掛金等を所定の期日までに支払わない場合には、その契約が解除され、未払掛金等の支払を要しないこととなるからである。</p>

法第52条((貸倒引当金))関係

(手形交換所の取引停止処分)

52 11 その年の12月31日までに債務者の振り出した手形が不渡りとなり、当該年分に係る確定申告書の提出期限までに当該債務者について規則第35条の3((更生手続開始の申立て等に準ずる事由))に規定する手形交換所による取引停止処分が生じた場合には、当該年において令第144条第1項第3号の規定を適用することができる。

法第73条((医療費控除))関係

(控除の対象となる医療費の範囲)

73 3 次に掲げるもののよう、医師、歯科医師、令第207条第4号((医療費の範囲))に規定する施術者又は同条第6号に規定する助産師(以下この項においてこれらを「医師等」という。)による診療、治療、施術又は分べんの介助(以下この項においてこれらを「診療等」という。)を受けるため直接必要な費用は、医療費に含まれるものとする。

- (1) 医師等による診療等を受けるための通院費若しくは医師等の送迎費、入院若しくは入所の対価として支払う部屋代、食事代等の費用又は医療用器具等の購入、賃借若しくは使用のための費用で、通常必要なもの
- (2) 自己の日常最低限の用をたすために供される義手、義足、松葉づえ、補聴器、義歯等の購入のための費用
- (3) 身体障害者福祉法第38条((費用の負担命令及び徴収))、知的障害者福祉法第27条((費用の徴収))若しくは児童福祉法第56条((費用の徴収、負担))又はこれらに類する法律の規定により都道府県知事又は市町村長に納付する費用のうち、医師等による診療等の費用に相当するもの並びに(1)及び(2)の費用に相当するもの

法第52条((貸倒引当金))関係

(手形交換所の取引停止処分)

52 11 その年の12月31日までに債務者の振り出した手形が不渡りとなり、当該年分に係る確定申告書の提出期限までに当該債務者について規則第36条((更生手続開始の申立て等に準ずる事由))に規定する手形交換所による取引停止処分が生じた場合には、当該年において令第144条第1項第3号の規定を適用することができる。

法第73条((医療費控除))関係

(控除の対象となる医療費の範囲)

73 3 次に掲げるもののよう、医師、歯科医師、令第207条第4号((医療費の範囲))に規定する施術者又は同条第6号に規定する助産婦(以下この項においてこれらを「医師等」という。)による診療、治療、施術又は分べんの介助(以下この項においてこれらを「診療等」という。)を受けるため直接必要な費用は、医療費に含まれるものとする。

- (1) 医師等による診療等を受けるための通院費若しくは医師等の送迎費、入院若しくは入所の対価として支払う部屋代、食事代等の費用又は医療用器具等の購入、賃借若しくは使用のための費用で、通常必要なもの
- (2) 自己の日常最低限の用をたすために供される義手、義足、松葉づえ、補聴器、義歯等の購入のための費用
- (3) 身体障害者福祉法第38条((費用の負担命令及び徴収))、知的障害者福祉法第27条((費用の徴収))若しくは児童福祉法第56条((費用の徴収、負担))又はこれらに類する法律の規定により都道府県知事又は市町村長に納付する費用のうち、医師等による診療等の費用に相当するもの並びに(1)及び(2)の費用に相当するもの

改 正 後	改 正 前
<p>(保健師等以外の者から受ける療養上の世話)</p> <p>73 6 令第 207条第 5号に掲げる「<u>保健師、看護師又は准看護師</u>による療養上の世話」とは、<u>保健師助産師看護師法</u>第 2条((保健師))、第 5条((看護師))又は第 6条((准看護師))に規定する<u>保健師、看護師又は准看護師</u>がこれらの規定に規定する業務として行う療養上の世話をいうのであるが、これらの者以外の者で療養上の世話を受けるために特に依頼したものから受ける療養上の世話も、これに含まれるものとする。</p> <p>(助産師による分べんの介助)</p> <p>73 7 令第 207条第 6号に掲げる「<u>助産師による分べんの介助</u>」には、<u>助産師が行う保健師助産師看護師法</u>第 3条((助産師))に規定する妊婦、じょく婦又は新生児の保健指導も含まれるものとする。</p>	<p>(保健婦等以外の者から受ける療養上の世話)</p> <p>73 6 令第 207条第 5号に掲げる「<u>保健婦、看護婦又は准看護婦</u>による療養上の世話」とは、<u>保健婦助産婦看護婦法</u>第 2条((保健婦))、第 5条((看護婦))又は第 6条((准看護婦))に規定する<u>保健婦、看護婦又は准看護婦</u>がこれらの規定に規定する業務として行う療養上の世話をいうのであるが、これらの者以外の者で療養上の世話を受けるために特に依頼したものから受ける療養上の世話も、これに含まれるものとする。</p> <p>(助産婦による分べんの介助)</p> <p>73 7 令第 207条第 6号に掲げる「<u>助産婦による分べんの介助</u>」には、<u>助産婦が行う保健婦助産婦看護婦法</u>第 3条((助産婦))に規定する妊婦、じょく婦又は新生児の保健指導も含まれるものとする。</p>